

新宿区学童クラブ利用基準細目

- 1 「基準」に該当する項目がないとき、又は、利用判定指数が5点以下のときは利用不承認とする。
- 2 利用判定指数は、基準指数と調整指数を合算したものとする。
- 3 基準指数とは、保護者の状況をいい、保護者ひとり一人について判定し、そのうちいずれか低いものを適用する。一人で2項目以上に該当する場合は、指数が最高の項目を適用する。
- 4 「保護者に代わりうる者についての調整指数」は、同居の祖父母の状況をいい、保護者に代わりうる者ひとり一人について判定し、そのうち最も低いものを適用する。一人で2項目以上に該当する場合は、指数が最高の項目を適用する。ただし、祖父母が70歳以上の場合は、保護者に代わりうる者とししない。
- 5 「出席率による調整指数」は、利用を希望する年度の前年度に在籍している者について適用するもので、前年度の9月1日から11月末日までの事業実施日数と出席日数で算出する。長期病欠等相当の理由があるときは、特別の配慮を行うことができる。
- 6 「基準」類型の「居宅外就労」とは、被用者（就労場所を問わない）及び自宅と就労場所の距離が200m以上で自営業に従事している場合をいう。なお、フリーカメラマン、ルポライター、大工、保険外交員等自宅を拠点として屋外での就労を常とする場合は、居宅外就労として扱う。
- 7 「基準」類型の「居宅内就労」とは、日常生活の場と同一の居宅内で自営業に従事している場合をいう。また、自宅と就労場所の距離が200m未満で自営業に従事している場合も居宅内就労として扱う。
- 8 「基準」細目の「就労」時間とは、通勤に要する時間、休憩時間を含めた拘束時間をいう。
8の2 フレックスタイム、裁量労働制を導入している場合、または、職務の都合上シフト表や勤務実績表が示せない場合は、標準労働時間から1か月の平均始業時間、平均終了時間を適用することができる。
- 9 定期利用の「基準」細目の「日中4時間」とは、正午から午後6時までの時間帯に含まれる4時間をいう。したがって、「日中4時間以上の就労」には、午前中のみの就労、及び保護者が昼間に睡眠等のため在宅している夜勤就労は含まない。学校休業期間利用の「基準」細目の「日中4時間」とは、午前8時から午後6時までの時間帯に含まれる4時間をいう。
9の2 「基準」細目の「日中7時間以上」は、上記「日中4時間」を含まなければならない。ただし、夜間勤務を含む交代制、不規則勤務で、「日中4時間以上の就労」が週1日以上あるときは、個別の実態により「週5日以上の上の就労を常態」を適用することができる。
- 9の3 「基準」細目の「週5日以上」「週3日以上」とは、シフト表、勤務実績表等の1か月分の月～土の出勤の平均日数（小数点第一位を切り上げた日数）を適用することができる。また、職務の都合上シフト表や勤務実績表が示せない場合は、標準労働勤務日数を適用することができる。
- 10 「基準」細目の「常時病臥」とは、医師から安静療養を指示されている等の理由により、日中の大半を病床で経過しており、児童の監護にあたることが相当の負担になる場合をいう。

- 11 「基準」細目の「精神性疾患」とは、精神に障害を有することにより児童の監護に当たることができない場合をいう。
- 12 「基準」類型の「看護」とは、週3日以上日中おおむね4時間以上（病院との往復に要する時間を含む）病院での看護をするため、児童の監護にあたるることができない場合をいう。
- 13 「基準」類型の「介護」とは、週3日以上日中おおむね4時間以上（訓練を受ける場所との往復に要する時間を含む）障害等で入所・通所訓練する者に付添うため、児童の監護にあたるることができない場合をいう。
- 14 「基準」類型の「就学」「技能習得」は、その世帯の自立に必要な場合を適用し、在学証明書等の提出によって状況を把握する。
- 15 保護者が出産のため休職する期間については、「基準3-イ」に準じるものとする。
- 16 育児休業期間中は、育児休業に係る子どもが満2歳に達する日の翌日が属する月の末日までの期間とする。なお、育児休業期間直前の就労状況による基準で判断する。